## 石井町ごみ処理基本計画

平成 30 年 3 月

石 井 町

## 目 次

第1	章	基本的事項	1
第	1 餌	f ごみ処理基本計画の位置づけ	1
第	2 餌	i 施設の有効利用及び広域的な取組の推進	2
	1.	施設の有効利用	2
	2.	広域的な取組	2
第2	章	策定に当たって整理すべき事項	3
第	1 質	う 本町の概況	3
	1.	地理的・地形的特性	3
	2.	人口動態	4
	3.	産業の動向	7
	4.	第四次石井町総合発展計画後期基本計画との関係	9
第	2 質	i ごみ処理の現況及び課題	10
	1.	ごみ処理フロー	10
	2.	ごみ処理体制	11
	3.	ごみ処理の実績	13
	4.	ごみ処理・処分の状況	18
	5.	ごみ処理経費及び維持管理費 2	22
	6.	ごみ処理の評価2	23
	7.	課題の抽出2	28
第	3 質	i ごみ処理行政の動向	29
	1.	循環型社会形成推進基本計画 2	29
	2.	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ	
		計画的な推進を図るための基本的な方針	30
	3.	廃棄物処理施設整備計画	31
	4.	第四期徳島県廃棄物処理計画	32
第	4 質	i 計画策定の基本的考え方	33
	1.	計画策定の趣旨	33
	2	計画の位置づけ	33

第3章	ごみ処理基本計画の策定3	6
第1節	f ごみ処理の基本方針3	6
第2節	f ごみの発生量及び処理量の見込み3	8
1.	人口及び事業活動等の将来予測 3	8
2.	ごみ発生量の将来推計3	9
第3質	b ごみの排出の抑制のための方策に関する事項4	2
1.	本町の役割4	2
2.	住民の役割4	4
3.	事業者の役割4	5
第4質	方 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分 4	6
第5節	市 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項4	7
1.	収集運搬計画 4	7
2.	中間処理計画 4	9
3.	最終処分計画 5	0
第6節	がごみの処理施設の整備に関する事項5	0
第7節	う その他ごみの処理に関し必要な事項5	1
1.	施策推進のための体制づくり5	1
2.	災害時の廃棄物処理5	1
3.	不法投棄,不適正処理対策 5	1

# 第1章 基本的事項

#### 第1節 ごみ処理基本計画の位置づけ

市町村は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 6 条第 1 項に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)の策定を義務づけられている。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 1 条の 3 に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成される。

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

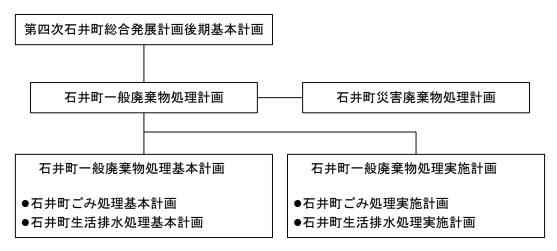


図1-1 計画の位置づけ

#### 第2節 施設の有効利用及び広域的な取組の推進

#### 1. 施設の有効利用

現有の焼却施設は、供用開始から 39 年が経過(昭和 53 年 4 月供用開始)し、全国的に見ても非常に老朽化が進んでいる施設であるため、早急な対応が必要不可欠な状況にある。今後は、徳島市ほか周辺自治体との広域処理をすることとなっているため、本施設は中継施設としての利用等を検討するものとする。

#### 2. 広域的な取組

各自治体で排出された一般廃棄物は、その処理計画に従って市町村が処理することと 廃棄物処理法第6条の2で定められている。国からはダイオキシン類の削減や公共事業 のコスト縮減などを目的とした、ごみ処理の広域化が求められており、徳島県でも国の 方針の下、ごみ処理広域化計画を策定している。

新たなごみ処理施設の建設については、本町は、平成28年5月30日に小松島市、勝浦町、松茂町及び北島町と共に徳島市に要望し、ごみ処理の広域化に向けた協議を6市町で進めてきた。

その結果、広域でごみ処理施設の整備や管理運営を行うための連携の仕組み等について合意に至ったため、平成29年3月30日に6市町による協定を締結し、平成29年6月26日に事務委託に関する規約を制定した。

なお、ごみ処理の広域処理については、以下に示す効果が期待できる。

- ・規模の大きな施設にすることで、安定した燃焼管理を行うことができるため、ダイ オキシン類の発生を抑えることができるなど、環境への影響を低く抑えることが可 能となる。
- ・ごみの焼却に伴い生じる熱エネルギーを効率よく回収できるため、これを活用した 発電や余熱利用が可能となり、地球温暖化防止対策に貢献できる。
- ・ 処理能力が小さい焼却炉ほど建設費は割高となる傾向から、各市町で整備するより 建設費を削減することが可能となる。また、維持管理についても施設の統合による コストの削減が期待できる。

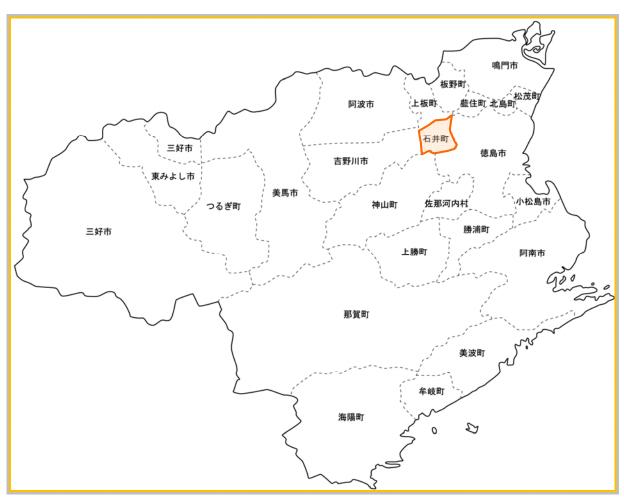
# 第2章 策定に当たって整理すべき事項

#### 第1節 本町の概況

#### 1. 地理的•地形的特性

本町は、徳島県の北東部に位置しており、総面積 28.85 km²の面積を有している。また、本町は、東に県庁所在地である徳島市、北は上板町、西は吉野川市、南西は神山町などと接しており、その形は東西約 6km、南北約 5.5 km のほぼ正方形となっている。

また、四国を東西に走行する四国山脈と阿讃山脈の山峡をぬって、紀伊水道に注ぐ吉野川流域の扇形に広がった平野の一部で沖積層からなり、吉野川の右岸に属している。 地勢は西から東に向かって低くなり、標高は概ね5mないし12mの平坦地形である。



出典:「石井町勢要覧 2017-萌え出るちから-資料編」(石井町)

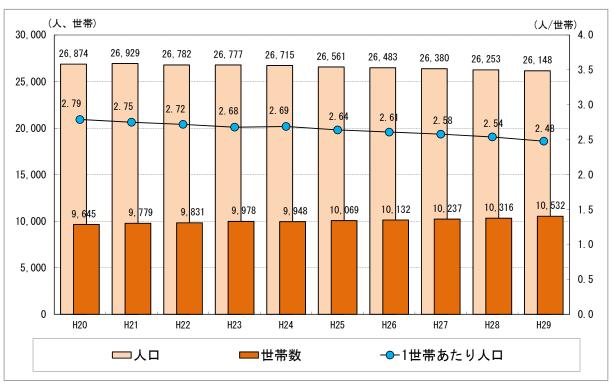
図2-1 本町の位置

#### 2. 人口動態

本町の人口及び世帯数の推移を図 2-2、世帯構成の変化を図 2-3、年齢階層別人口割合の変化を図 2-4、人口ピラミッドの変化を図 2-5 に示す。

人口の推移は減少傾向となっており、10年間で約730人減少、世帯数の推移は増加傾向であり、10年間で約890世帯の増加となっている。世帯構成の変化を見ると、核家族世帯・単独世帯ともに増加している。

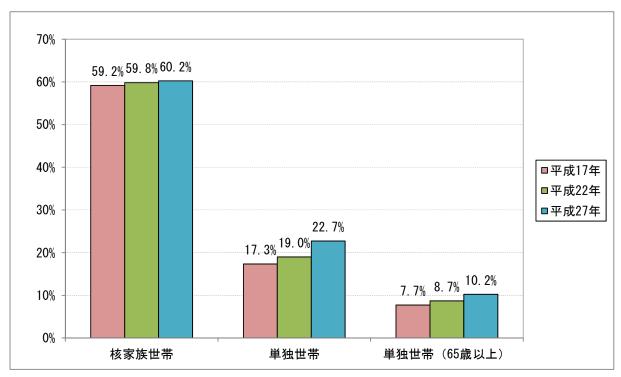
年齢階層別人口割合は 0~14 歳及び 15~64 歳の割合は減少し、65 歳以上の割合は増加している。平成 17 年と平成 27 年を比較すると、平成 17 年の 10~14 歳は約 1,200 人いたが、平成 27 年の 20~24 歳は約 900 人と、10 年間で 300 人近く流出している。また、平成 17 年の 15~19 歳は約 1,250 人であったが、10 年後の平成 27 年の 25~29 歳は約 1,050 人と、200 人程度流出している。平成 17 年の 20~24 歳は約 1,200 人いたが、平成 27 年の 30~34 歳は約 1,350 人と、10 年間で 150 人近く流入している。その他の年代では特に大きな変化は見られない。



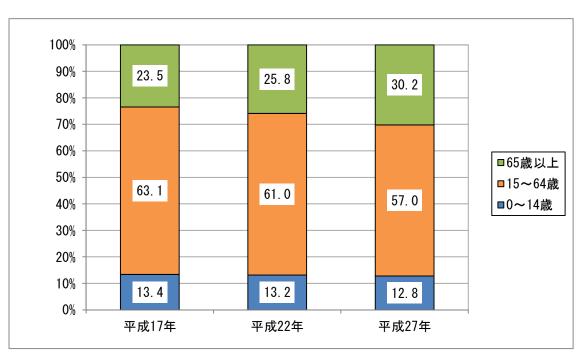
※H20~H23:住民基本台帳人口に外国人登録者数を足したもの

H24 以降 : 住民基本台帳人口(日本人、外国人含む)

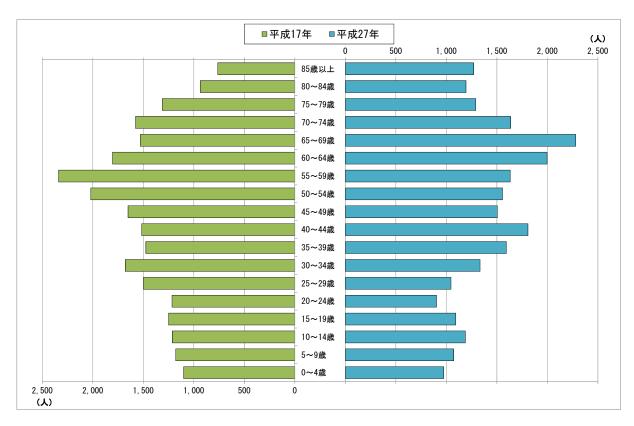
図2-2 人口及び世帯数の推移



出典:「国勢調査結果(平成 17 年度、平成 22 年度、平成 27 年度)」(総務省統計局) 図2-3 世帯構成の変化



出典:「国勢調査結果(平成17年度、平成22年度、平成27年度)」(総務省統計局) 図2-4 年齢階層別人口割合の変化



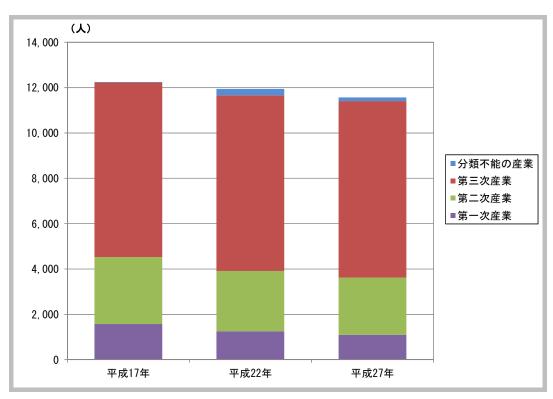
出典:「国勢調査結果(平成17年度、平成27年度)」(総務省統計局) 図2-5 人口ピラミッドの変化

#### 3. 産業の動向

本町における産業別従業者数の推移を図 2-6 及び表 2-1 に、産業別従業者数割合を図 2-7 に示す。

従業者の全体数は、減少傾向である。また、産業別従業者の構成割合は、平成 27 年で第1次産業が約10%、第2次産業が約22%、第3次産業が約67%となっており、第1次産業、第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向となっている。

産業別にみると、サービス業 (38.7%) 、卸売・小売業 (15.4%) 、製造業 (14.2%) が大きな割合を占めている。



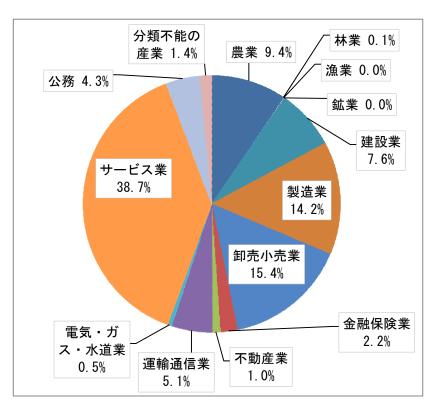
出典:「国勢調査結果(平成17年度、平成22年度、平成27年度)」(総務省統計局)

図2-6 産業別従業者数の推移

表2-1 産業別従業者数の推移

項目		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の 産業	合計
平成17年	従業者数	1,573人	2,962人	7, 692人	27人	12, 254人
	構成比	12. 8%	24. 2%	62. 8%	0. 2%	100.0%
平成22年	従業者数	1, 258人	2,659人	7, 745人	285人	11,947人
	構成比	10. 5%	22. 3%	64. 8%	2. 4%	100.0%
平成27年	従業者数	1, 106人	2, 526人	7,779人	164人	11,575人
	構成比	9.6%	21. 8%	67. 2%	1. 4%	100.0%

出典:「国勢調査結果(平成17年度、平成22年度、平成27年度)」(総務省統計局)



出典:「国勢調査結果(平成27年度)」(総務省統計局) 図2-7 産業別従業者数割合

#### 4. 第四次石井町総合発展計画後期基本計画との関係

本町では、一般廃棄物処理基本計画の上位計画である総合計画の策定を行っており、 計画の概要は表 2-2 に示すとおりである。

表2-2 総合計画の概要

	表2-2 総合計画の概要
項目	概        要
田にした田田	●生活様式の変化等により、家庭や事業所から排出されるごみの量は増加し、質的にも
現況と課題	多種多様化しており、その適正な処理は緊急かつ重要な課題となっています。
	●ごみ焼却施設は老朽化が進んでおり、町、住民、事業者が一体となったごみの資源
	化、減量化に取り組み、施設の延命化及び経費削減に努める必要があります。
	●し尿処理施設は、し尿以外の混入物と浄化槽普及による浄化槽汚泥混入率の増加によ
	る処理能力の低下という問題があること等を踏まえ、適切な対処・維持管理に努め、
	水質汚濁の防止を図っていく必要があります。
	●環境に対する住民の意識啓発を絶えず行うことにより、美しい都市環境の形成を促進
	していく必要があります。
	<ul><li>●環境への負荷が少ない快適な生活環境づくりと、ごみ減量化とを併せた資源ごみの分</li></ul>
	別収集を徹底し、ごみのリサイクル化の促進を図り、資源循環型地域社会の構築を目
	指す必要があります。
	●街路灯や防犯灯を消費電力の少ないLED照明に変更する等、環境に配慮した取組を
	進めています。
	●一般廃棄物最終処分場は平成 22 年度から埋立を休止していますが、平成 28 年度か
	ら再開する予定です。但し、埋立量が容量の6割程度に達しているため、将来を見据
	え、効果的かつ効率的な処理を行う必要があります。
将来計画	①基本方針
	住民・事業者・行政の連携と協働のもとに、4R(リフューズ、リデュース、リユー
	ス、リサイクル)を推進し、ごみの発生抑制に取り組みます。
	自然環境への負荷が少ない低炭素社会を実現するため、省エネルギー設備の積極的導入
	を図る等、環境負荷改善に向けた住民意識の高揚を図ります。
	②施策の概要
	(1)環境衛生に係る意識啓発
	住民・事業者に対し、ごみの排出抑制や分別収集への意識の向上を図るため、ホーム
	ページ等を活用した、広報・啓発活動を推進します。   ペンデュ bo 77 a x 77 a
	(2) ごみ処理の適正化 
	・収集体制の充実
	プタの減量化・再資源化に向け、分別の徹底を図るとともに、今後の資源ごみ分類の
	品目増に対応できる体制づくりの強化と、リサイクルを促進します。 
	│・ごみ処理施設の管理の徹底 │ ごみ処理施設の適正な管理に努めるとともに、処理施設の老朽化対策として、維持補
	この処理他設の適正な管理に劣めるとともに、処理他設の名竹化対策として、維持補   修を継続します。
	修と継続します。   ・ごみ処理広域化の検討
	│ ・この処理広域化の検討 │ 長期的処理体制の検討、広域的視点に立った行政運営、周辺市町村との機能分担と連
	技効的処理体制の検討、広域的税点に立った11 政連呂、周辺印画刊との機能が担こ連   携を検討します。
	焼を使的しより。   (3) 環境美化の推進
	(の環境実元の推進   環境美化運動により住民参加による一斉清掃を実施し、住民意識の向上に努めます。
	「「「「「「「」」」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「」」

出典:「第四次石井町総合発展計画-後期基本計画(平成28年3月)」(石井町)

#### 第2節 ごみ処理の現況及び課題

#### 1. ごみ処理フロー

本町の平成 28 年度におけるごみ処理の流れを図 2-8 に整理した。町全体では 8,694t のごみが排出されており、そのうち 6,218t が燃やせるごみである。また、1,839t が資源化され、1,120t が最終処分(埋立処分)されている。

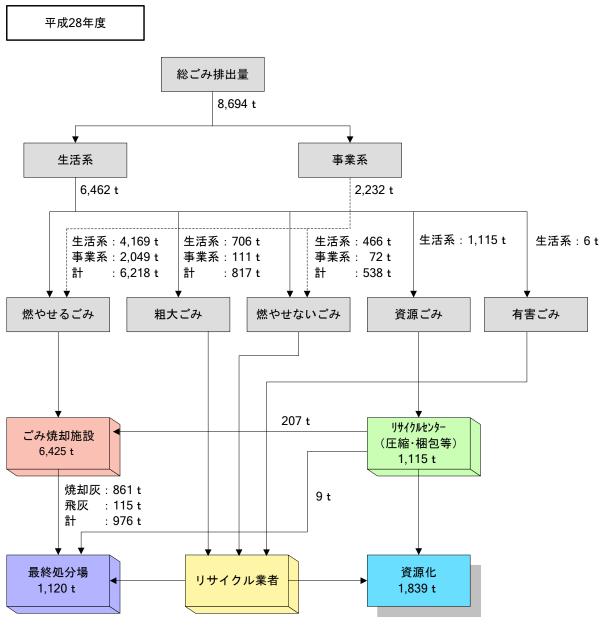


図2-8 ごみ処理・処分の流れ

### 2. ごみ処理体制

### (1) ごみ処理の主体

ごみ処理の主体を「収集運搬」、「中間処理」及び「最終処分」の3段階に分け、 各段階の処理主体を表 2-3 に示す。

表 2-3 ごみ処理の主体

	ごみの種類	分別の区分	収集運搬	中間処理	最終処分	
生活系	燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	委託業者	本町 (直営)	本町(直営)	
		② 使用済み食用油	直接搬入			
	燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ		民間業者		
		④ ワレモノ・陶磁器類				
		⑤ 金属類				
	資源ごみ	⑥ 空き缶				
		⑦ 空きビン				
		⑧ ペットボトル				
		⑨ プラスチック製容器包装				
		⑩ 新聞	委託業者	本町(直営) (選別・圧縮		
		⑪ 雑誌		梱包工程)	民間業者 (資源化)	
		⑫ 段ボール			(貝/水化)	
		⑬ 飲料用紙パック				
		⑭ 紙製容器包装				
		⑮ 古着・布類				
	有害ごみ	⑪ 廃蛍光管				
		⑱ 使用済み乾電池				
	粗大ごみ	⑯ 粗大ごみ	直接搬入		本町(直営)	
事業系	燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	*=**	生活系燃やせ	るごみと同じ	
	燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ	許可業者 直接搬入	生活系燃やせた	いごみと同じ	
	粗大ごみ	16 粗大ごみ	但 1女 1/10 / 八	生活系粗大	ごみと同じ	

#### (2) ごみの分別区分

生活系ごみの分別区分の変遷を表 2-4 に、収集しない(受入できない)ごみの種類を表 2-5 に示す。

現在18分別である。

表 2-4 生活系ごみの分別区分の変遷

	H24~H28	H29				
ごみの種類	分別の区分	ごみの種類	分別の区分			
1 燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	1 燃やせるごみ	① 燃やせるごみ			
	② 使用済み食用油		② 使用済み食用油			
2 燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ	2 燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ			
	<b>④ ワレモノ・陶磁器類</b>		④ ワレモノ・陶磁器類			
	⑤ 金属類 ※1		⑤ 金属類			
3 資源ごみ	⑥ 空き缶	3 資源ごみ	⑥ 空き缶			
	⑦ 空きビン		⑦ 空きビン			
	⑧ ペットボトル		⑧ ペットボトル			
	⑨ プラスチック製容器包装		⑨ プラスチック製容器包装			
	〇 白トレイ		<b>※</b> 2			
	⑩ 新聞		⑩ 新聞			
	⑪ 雑誌		⑪ 雑誌			
	⑫ 段ボール		⑫ 段ボール			
	③ 飲料用紙パック		③ 飲料用紙パック			
	4 紙製容器包装		4 紙製容器包装			
	⑮ 古着・布類		⑮ 古着・布類			
4 粗大ごみ	⑯ 粗大ごみ	4 粗大ごみ	⑯ 粗大ごみ			
5 有害ごみ	⑪ 廃蛍光管	5 有害ごみ	⑪ 廃蛍光管			
	⑱ 使用済み乾電池		⑱ 使用済み乾電池			

<sup>※1「</sup>金属類」…平成24年度以前は「③燃やせないごみ」に分類

出典: 「石井町ごみ分別事典 2016 保存版」(石井町)

表 2-5 収集しない(受入できない)ごみの種類

ごみの種類	処分方法等
分別できていないごみ	分別ルールに従って出す
家電リサイクル法対象の家電 ≪テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機など≫	原則として購入したお店か、買い替えるお店で 引き取ってもらう
パソコン	販売店や郵便局に問い合わせる
消火器	販売店に問い合わせる
産業廃棄物≪廃タイヤ・建築資材・畳など≫	産業廃棄物の許可業者に問い合わせる
農業用廃棄物≪農業用ビニール・波板 ・肥料の袋・除草剤の容器など≫	農協や産業廃棄物の許可業者に問い合わせる
農業や家庭菜園から出るごみ ≪野菜のツルや茎、根など≫	畑で堆肥化するなど自家処理するか、 リサイクル業者に問い合わせる
土砂≪土・砂・石≫	販売店や建設業者などに相談する

出典:「平成29年度ごみ収集カレンダー」(石井町)

<sup>※2「</sup>白トレイ」…平成28年11月から「⑨プラスチック製容器包装」に分類

#### 3. ごみ処理の実績

#### (1) 本計画における「収集運搬」及び「直接搬入」の定義

本計画においては「収集運搬」及び「直接搬入」の2種類の区分を用いて、ごみ排 出状況の実態を整理する。

本計画において「収集運搬」とは、一般廃棄物のうち、生活系ごみを本町が委託した業者が収集し、本町の中間処理施設に搬入すること及び事業系ごみを事業者に依頼された許可業者が収集し、石井町清掃センターに搬入すること、「直接搬入」とは住民又は事業者が自ら本町指定の搬入場所へごみを搬入することと定義する。

表 2-6 「収集運搬」及び「直接搬入」の定義

		ごみの区分	定義
山 佳 浑 柳	委託業者	生活系	本町が委託した業者により収集し、本町の中間処理施設 に搬入すること
収集運搬   	許可業者	事業系	本町が許可した業者が収集し、石井町清掃センターに搬 入すること
直接搬入		生活系	住民が自ら本町指定の搬入場所に搬入すること
		事業系	事業者が自ら本町指定の搬入場所に搬入すること

#### (2) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の実績を表 2-7 及び図 2-9 に示す。ごみ排出量は、ほぼ横ばいとなっている。

表 2-7 ごみ排出量の実績

(†)

									(t)
区分				分別 年度	H24	H25	H26	H27	H28
生活系	収集・運搬	委託業者	燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	4, 276	4, 275	4, 328	4, 245	4, 168
			燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ	499	475	452	427	434
				④ ワレモノ・陶磁器類	24	29	29	33	29
				⑤ 金属類	3	13	6	2	3
			資源ごみ	⑥ 空き缶	55	58	55	46	51
				⑦ 空きビン	203	173	188	157	156
				⑧ ペットボトル	59	54	55	52	57
				⑨ プラスチック製容器包装	192	259	299	379	341
				〇 白トレイ	0	0	0	0	0
				⑩ 新聞	303	336	282	233	210
				⑪ 雑誌	178	188	154	133	114
				⑫ 段ボール	117	126	105	90	79
				③ 飲料用紙パック	5	5	5	5	5
				⑭ 紙製容器包装	48	41	43	42	44
				⑮ 古着・布類	55	61	55	58	58
			有害ごみ	⑪ 廃蛍光管	4	4	4	4	4
				⑱ 使用済み乾電池	2	2	2	2	2
	直接搬入		燃やせるごみ	② 使用済み食用油	0	0	0	0	1
			粗大ごみ	⑯ 粗大ごみ	507	459	406	454	706
				小計	6, 530	6, 558	6, 468	6, 362	6, 462
事業系	収集・運搬	許可業者	燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	1, 779	1, 875	1, 876	1, 789	1, 822
			燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ	14	43	54	76	60
	直接搬入		燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	308	287	269	264	227
				③ 燃やせないごみ	17	15	15	15	12
			粗大ごみ	⑯ 粗大ごみ	0	0	0	0	111
				小計		2, 220	2, 214	2, 144	2, 232
合計					8, 648	8, 778	8, 682	8, 506	8, 694

※表中の番号は分別区分に対応するものである。

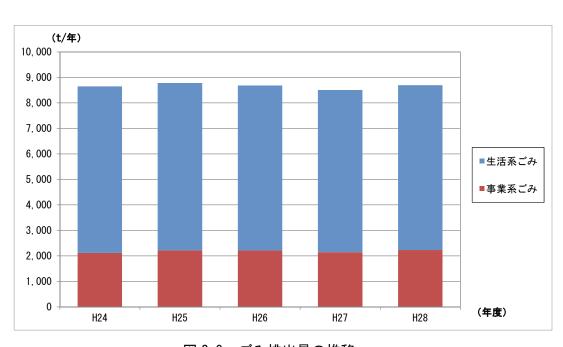


図 2-9 ごみ排出量の推移

#### (3) 一人一日平均排出量及び一日平均排出量の推移

本町における一人一日平均排出量(生活系ごみ、ごみ排出量合計)及び一日平均排出量(事業系ごみ)の実績は、表 2-8 及び図 2-10 に示すとおりである。

本町における生活系ごみ量計、事業系ごみ量計及びごみ排出量合計はいずれもほぼ 横ばいとなっている。

表 2-8① 一人一日平均排出量

						(	g/人・日)
		年度	H24	H25	H26	H27	H28
人口(人)			26, 715	26, 561	26, 483	26, 380	26, 253
生活系	燃やせるごみ	① 燃やせるごみ	438.5	441.0	447.7	439.7	435.0
		② 使用済み食用油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
	燃やせないごみ	③ 燃やせないごみ	51. 2	49.0	46.8	44. 2	45.3
		④ ワレモノ・陶磁器類	2. 5	3.0	3. 0	3.4	3.0
		⑤ 金属類	0.3	1.3	0.6	0. 2	0.3
	資源ごみ	⑥ 空き缶	5. 6	6.0	5. 7	4. 8	5. 3
		⑦ 空きビン	20.8	17.8	19.5	16.3	16.3
		⑧ ペットボトル	6. 1	5.6	5. 7	5. 4	6.0
		⑨ プラスチック製容器包装	19.7	26. 7	30. 9	39. 3	35.6
		〇 白トレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		⑩ 新聞	31.1	34. 7	29. 2	24. 1	21.9
		① 雑誌	18.3	19.4	15. 9	13.8	11. 9
		⑫ 段ボール	12. 0	13.0	10. 9	9. 3	8. 2
		③ 飲料用紙パック	0.5	0.5	0. 5	0. 5	0.5
		(4) 紙製容器包装	4. 9	4. 2	4. 5	4. 4	4. 6
		⑤ 古着・布類	5.6	6.3	5. 7	6.0	6. 1
	有害ごみ	① 廃蛍光管	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
		⑱ 使用済み乾電池	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2	0. 2
	粗大ごみ	16 粗大ごみ	52. 0	47.4	42. 0	47. 0	73.7
事業系	-	· ·	217. 2	229.0	229.0	222. 1	232. 9
合計		·	886. 9	905.4	898. 2	881. 0	907.3

表 2-8② 一日平均排出量

								(t/日)
			年度	H24	H25	H26	H27	H28
事業系	許可業者	① 燃やせるごみ		4. 9	5. 1	5. 1	4. 9	5. 0
		③ 燃やせないごみ		0.0	0. 1	0.1	0. 2	0. 2
	直接搬入	① 燃やせるごみ		0.8	0.8	0.7	0. 7	0.6
		③ 燃やせないごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		16 粗大ごみ		0.0	0.0	0.0	0.0	0. 3
合計		_		5.8	6. 1	6. 1	5. 9	6. 1

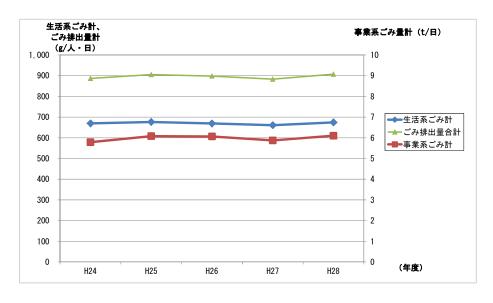


図 2-10 一人一日平均排出量及び一日平均排出量の推移

#### (4)減量化量及び資源化率の実績

本町における資源化量及び資源化率の実績は、表 2-9、図 2-11 及び図 2-12 に示すとおりである。本町における資源化量の推移は、年々減少している。資源化率の推移も減少傾向である。

表 2-9 本町の資源化量及び資源化率の実績

(t/年)

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28
資源化物	紙類	607	659	545	449	403
	紙パック	5	5	5	5	5
	紙製容器包装	44	37	39	38	40
	金属類	198	195	153	173	218
	ガラス類	208	181	196	167	146
	ペットボトル	54	49	50	47	52
	容器包装プラスチック	146	142	139	137	141
	プラスチック類	41	39	18	27	0
	布類	55	61	55	58	58
	固形燃料	462	415	397	393	88
	燃料	386	380	368	352	688
	合計	2, 206	2, 163	1, 965	1, 846	1, 839
総ごみ排出量		8, 648	8, 778	8, 682	8, 506	8, 694
資源化率		25. 5%	24.6%	22. 6%	21. 7%	21. 2%

※資源化率=資源化量÷総ごみ排出量計

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

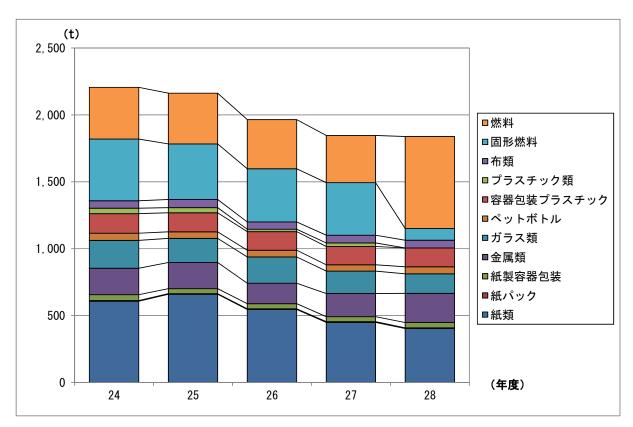


図 2-11 資源化量の推移

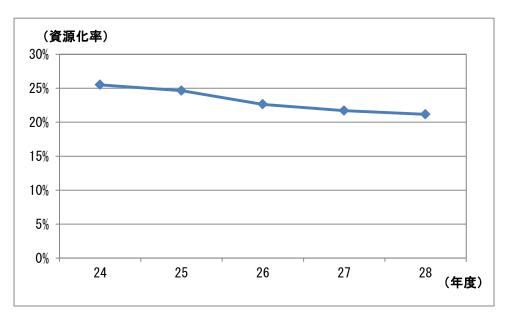


図 2-12 資源化率の推移

#### 4. ごみ処理・処分の状況

#### (1) 収集運搬の状況

18 に分類された生活系ごみの主な品目、収集回数及び排出方法を表 2-10 に示す。使用済み食用油は町指定の搬入場所へ、粗大ごみは本町が委託した民間処理業者へ直接搬入され、他のごみは戸別収集及びステーション方式で本町が委託した業者が収集運搬している。

表2-10 ごみ排出方法等

ごみの種類	分別の区分	主 な 品 目	収集回数	排出方法
燃やせるごみ	燃やせるごみ	生ごみ、貝殻、皮革製品、鉛筆・紙・折り紙・ダイレクトメール、草・落ち葉、ラップやトイレットペーパーの芯、ティッシュ等の紙くず、運動靴、紙おむつ、灰、下着等、カテーテル、犬のフン	週2回	指定袋
	使用済み食用油	使用済み食用油	持込 (随時)	ペットボトル
燃やせないごみ	燃やせないごみ	カセットボンベやスプレー缶、カッターや包 丁、ポット、電気炊飯器、長靴、ハンガー、ス コップ・バケツ、金づちやドライバー等の工 具、デジタル体温計、スプーン・ナイフ・ フォーク、CD・ビデオテープ、アルミ箔、時 計、指定袋に入る電化製品	2週に1回	指定袋
	ワレモノ・陶磁器類	グラス・皿・陶器・植木鉢	5週に1回	指定袋
	金属類	フライパン、鍋、やかん	5週に1回	透明の袋
資源ごみ	空き缶	ジュース缶、コーヒー缶、ビール缶、缶詰の 缶、のり缶、菓子缶、茶筒、のり筒、サラダ油 や粉ミルクの缶	2週に1回	指定袋
	空きビン	ジュースビン・ビールビン、しょうゆビン、牛 乳ビン・コーヒー等のビン、ドリンク剤・ビタ ミン剤、調味料ビン、市販薬のビン	2週に1回	指定袋
	ペットボトル	飲料用・しょうゆ用・酒類のペットボトル	3週に1回	指定袋
	プラスチック製容器包装	パターやマーガリンの容器、シャンプーの容器・家庭用洗剤の容器、マヨネーズのチューブ、歯磨き粉のチューブ、プリンの容器、鶏卵パック、色柄トレイ、白トレイ、ソースやりんの容器、みそや豆腐の容器・発泡スチロール製の容器・発泡スチロール製の緩衝剤、持ち帰り用弁当箱、ペットボトルのキャップやラベル、パンやラーメンの袋、レジ袋、菓子袋	2週に1回	指定袋
	新聞	新聞	2週に1回	束ねる
	雑誌	雑誌	2週に1回	束ねる
	段ボール	段ボール	2週に1回	束ねる
	飲料用紙パック	飲料用紙パック	2週に1回	束ねる
	紙製容器包装	ガムの包装紙、チョコレートの包装紙、内側が アルミの紙パック、紙製トレイ、カップラーメ ン等の紙製容器、菓子の紙製容器、店の紙袋、 店の包装紙、薬袋	2週に1回	指定袋
	古着・布類	ティーシャツ、ポロシャツ、スカート、ズボン	5週に1回	透明の袋
粗大ごみ	粗大ごみ	ストーブ、布団、チャイルドシート、タンス、机、いす、ソファ、カーペット、自転車、楽器、電子レンジ、掃除機、扇風機、ベッド、食器棚	持込(随時)	(直接持込)
有害ごみ	廃蛍光管	廃蛍光管	5週に1回	購入時の箱ま たは透明の袋
	使用済み乾電池	使用済み乾電池	週 2 回	透明の袋

出典: 「石井町ごみ分別事典 2016 保存版」(石井町)

#### (2) 処理・処分の状況

#### ①ごみ焼却施設の概要

本町が保有するごみ焼却施設の概要を表 2-11 に示す。ごみ焼却施設は昭和 53 年 4 月から供用開始している施設である。本施設は供用開始から 39 年が経過しており、施設の老朽化対策や各種補修等を行いながら延命化に努めている状況である。 ごみ焼却施設の処理量の推移を表 2-12 に示す。

表2-11 ごみ焼却施設の概要

							• .	- Training			
名					7	称	石井町清掃センター				
所			在		ţ	地	石井町石井字石井3	025 番地の 1			
供		用		開	ţ	始	昭和 53 年度				
敷		地		面	7	積	8, 332m <sup>2</sup>				
処		理		方		式	機械化バッチ燃焼式ストーカ炉				
処		理		能			30t/日(15t/8h×2炉)				
***************************************							ばいじん	0.05g/m³N以下(0₂12%)			
1 <b>7</b> F	//	^	70	生	RE.	נע	120.070	0. 00g/ III N X   1			
							硫黄酸化物	K値:17.5以下			
							窒素酸化物	250ppm (0 <sub>2</sub> 12%)			
							塩化水素	150mg/m³N 以下(0 <sub>2</sub> 12%)			
							ダイオキシン類	5ng-TEQ/m³N 以下			

表 2-12 処理量の推移

(t)

					( - /
.t. +n hn TII E	H24	H25	H26	H27	H28
焼却処理量	6, 248	6, 437	6, 473	6, 298	6, 425

#### ②リサイクル施設の概要

収集した資源ごみは、本町が保有するリサイクル施設で選別・圧縮し、資源化等を行う施設へ搬出している。本施設の概要を表 2-13 に示す。対象物は、空き缶、空きビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、紙製容器包装及び古着・布類である。

表2-13 リサイクル施設の概要

名			称	石井	町リサイクルセンター				
所	在	E	地	石井町浦庄字下浦 952 番	石井町浦庄字下浦 952 番地の 1 他				
供	用	開	始	平成 10 年度					
処	理	能	カ	スチール缶	1.0 t/5h				
				アルミ缶	0.3 t/5h				
				ビン類	2.6 t/5h				
				ペットボトル	0.5 t/5h				
***************************************				容器包装(プラスチック	・紙) 0.5 t/5h				
敷	地	面	積	5, 000 m <sup>2</sup>					
延	ベβ	面	積	工場棟	407. 04 m <sup>2</sup>				
				ビン選別兼貯留場	128. 25 m²				
				ペットボトル処理棟	110 m <sup>2</sup>				
				ストックヤード施設	250 m <sup>2</sup>				
				圧縮梱包棟	251. 62 m <sup>2</sup>				
				全天候型作業場	405. 76 m <sup>2</sup>				

#### ③最終処分場の概要

石井町一般廃棄物最終処分場は平成 22 年 4 月から 6 年間埋立処分を休止し、町外の民間最終処分場に埋立処分を委託していたが、平成 28 年 4 月から本施設での処分を再開している。本施設の概要を表 2-14 に示し、最終処分の実績を表 2-15 に示す。

表2-14 最終処分場の概要

名	称			石井町一般廃棄物最終処分場
所	在 地		地	石井町浦庄字上浦 841 番地の 1
供	用	開	始	平成 12 年度
埋	立	面	積	7, 300 m <sup>2</sup>
埋	立	容	量	65, 000m <sup>3</sup>
残	余	容	量	32, 472m³ (平成 28 年度末現在)
埋	立	構	造	準好気性管理型最終処分場

表2-15 最終処分の実績

(t)

						( )
項目		H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量		1, 109	1, 226	1, 601	1, 643	1, 120
	直接埋立	0	0	0	0	0
	焼却残渣	1, 030	1, 048	1, 362	1, 282	976
	不燃残渣	79	178	239	361	144

<sup>※1</sup> H24~H27 は町外の民間最終処分場に埋立処分を委託。

<sup>※2</sup> 覆土の重量は含んでいない。

#### 5. ごみ処理経費及び維持管理費

ごみ処理経費及び維持管理費の実績を、表 2-16、図 2-13 に示す。 ごみ処理経費の推移をみると、年々増加傾向である。

表2-16 処理経費及び維持管理費の実績

(千円)

							(十円)
	項目			H25	H26	H27	H28
処理及び	人件費		100, 719	102, 347	102, 411	101, 932	104, 404
維持管理費	処理費	収集運搬費	2, 695	1, 731	0	0	0
		中間処理費	88, 148	87, 886	90, 053	95, 061	93, 451
		最終処分費	30, 335	30, 193	31, 783	37, 499	72, 344
		小計	121, 178	119, 810	121, 836	132, 560	165, 795
	委託費	収集運搬費	75, 779	75, 680	77, 873	84, 822	84, 823
		中間処理費	47, 403	39, 413	41, 959	41, 122	63, 501
		最終処分費	30, 549	38, 255	42, 054	39, 836	15, 666
		その他	479	471	111	111	111
		小計	154, 210	153, 819	161, 997	165, 891	164, 101
		合計	376, 107	375, 976	386, 244	400, 383	434, 300

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

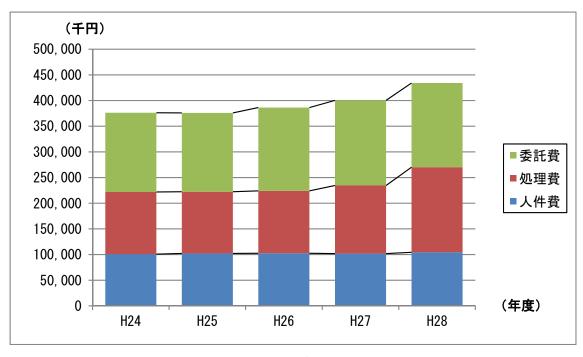


図 2-13 処理経費及び維持管理費の推移

#### 6. ごみ処理の評価

#### (1) 徳島県内市町村との比較

#### ①ごみ一人一日平均排出量

徳島県内のごみ一人一日平均排出量(平成27年度)は、図2-14に示すとおりで ある。

本町のごみ一人一日平均排出量(881.0g/人・日)は徳島県平均より約80g少な くなっており、徳島県内24市町村中12番目に少ない。

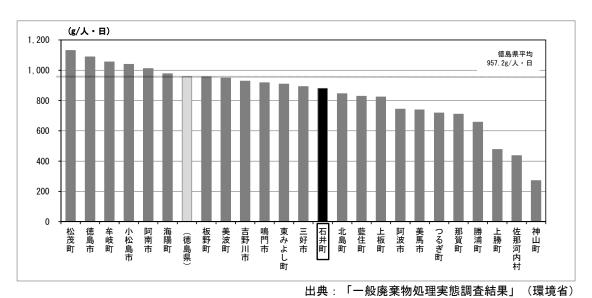


図 2-14 徳島県内のごみ一人一日平均排出量【平成 27 年度】

#### ②資源化率

徳島県内の資源化率(平成27年度)は、図2-15に示すとおりである。 本町の資源化率(21.7%)は、徳島県平均より約5ポイント高くなっており、徳島県内24市町村中6番目に高い。

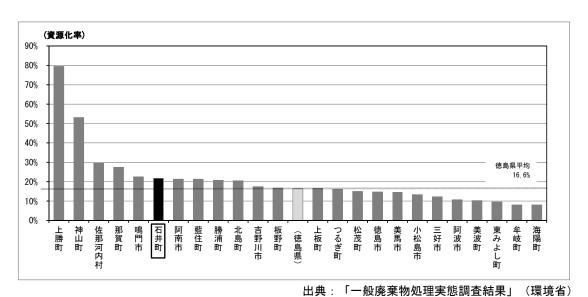


図 2-15 徳島県内の資源化率【平成 27 年度】

#### (2) 徳島県内の一般廃棄物処理施設の分布状況

徳島県で稼働中の一般廃棄物処理施設について、分布状況を図 2-16 に示す。

一般廃棄物処理施設は東部ブロックに約7割程度が集中しており、南部ブロックに 約2割、西部ブロックには約1割が分布している。



(平成27年3月31日現在)

	東部	南部	西部	計
ごみ焼却施設	13	3	2	18
粗大ごみ処理施設	4	2	2	8
資源化施設	21	4	4	29
その他のごみ処理施設	5	0	0	5
し尿処理施設	10	4	2	16
コミュニティ・ブラント	3	3	0	6
最終処分場	4	1	3	8
B†	60	17	13	90

出典:「第四期徳島県廃棄物処理計画(平成28年3月)」(徳島県)

図 2-16 徳島県における一般廃棄物処理施設の分布状況

#### (3)類似団体と本町の一般廃棄節処理システムの比較分析

本町の一般廃棄物処理システムを環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(平成27年度)を用い、類似団体との比較による評価を行う。

#### ①評価項目

視点	項目で測るもの	項目の名称	単位	計算方法
<b>年</b> 平平	廃棄物の発生	人口一人一日当たり ごみ総排出量	kg/人・日	総ごみ排出量÷人口÷365
│ 循環型 │ 社会形成	廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率	t/t	資源化量÷総ごみ排出量
任玄形成	最終処分	廃棄物のうち 最終処分される割合	t/t	最終処量:総ごみ排出量
绞;★₩-	弗田拉拉田	人口一人当たり 年間処理経費	円/人・年	ごみ処理経費÷人口
経済性	費用対効果 	最終処分減量に要する費用	円/t	(ごみ処理経費ー最終処分量経費) ÷(総ごみ排出量ー最終処分量)

#### ②類似団体

類似団体の定義は総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型(平成 17 年 6 月 22 日付総務省自治財政局長通知総財務第 106 号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」)に準拠する。

本町におけるシステム分析した結果は、表 2-17 及び図 2-17 に示すとおりである。 その分析結果をみると、人口一人一日当たりごみ排出量以外の項目は類似団体の平 均を下回っている。

表2-17 本町と類似団体の比較【平成27年度】

	人口一人一日	廃棄物からの	廃棄物のうち	人口一人当た	最終処分減量
	当たりごみ総	資源回収率	最終処分され	り年間処理経	に要する費用
	排出量(kg/	(t/t)	る割合(t/t)	費	(円/t)
	人・日)			(円/人・年)	
平均	0. 909	0. 191	0. 089	12, 833	39, 675
最大	1. 650	0. 492	0. 812	27, 555	86, 879
最少	0. 643	0. 058	0.000	3, 922	7, 885
本町	0. 881	0. 171	0. 193	15, 178	45, 660
指数値	103. 2	89. 4	46. 1	84. 6	86. 9
	指数が大きい	指数が大きい	指数が大きい	指数が大きい	指数が大きい
   指数値の見方	ほどごみ総排	ほど資源回収	ほど最終処分さ	ほど一人当たり	ほど費用対効
旧奴心の兄刀	出量は少なく	率は高くなる	れる割合は小さ	処理経費は少	果は高くなる
	なる		くなる	なくなる	

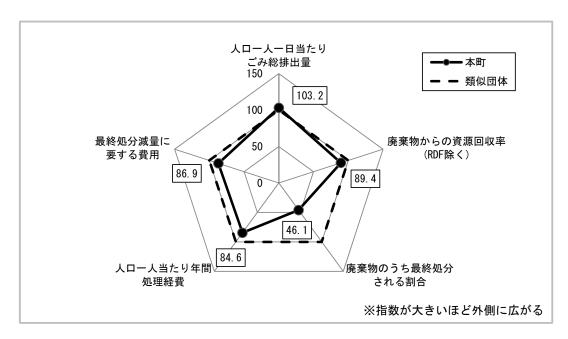


図 2-17 本町における一般廃棄物処理システムの評価【平成 27 年度】

#### 7. 課題の抽出

これまでの本町のごみ処理に関して、現状における問題点・課題を排出から処理・処分の段階ごとに以下のとおり整理した。

#### (1) ごみの排出・資源化に関する事項

本町におけるごみ排出量については、平成27年度まで減少していたが、平成28年度に増加に転じている。同様に、総ごみ一人一日平均排出量も平成27年度まで減少していたが、平成28年度に増加に転じている。ただし、徳島県の平均より低い水準にあることから、今後は、この水準を維持するとともに、増加傾向にならないよう、ごみ全体の排出抑制への取組が必要である。

資源化については、近年は資源化量、資源化率ともに減少傾向である。徳島県平均より高い水準にあるが、国や徳島県の数値目標には達していないため、今後はさらなる資源化を進める必要がある。

#### (2) 収集運搬に関する事項

本町における収集運搬については、現行の体制を継続していくものとするが、今後 もさらに安全かつ適正に収集運搬できるようにする必要がある。

#### (3) 中間処理に関する事項

中間処理については、石井町清掃センター (ごみ焼却施設) が昭和 53 年度に供用を開始し、稼働開始から 39 年が経過していることから、老朽化が進んでいる状況である。

施設の老朽化等を理由に、同様の課題がある周辺自治体とのごみ処理の広域化を目指し、施設の整備及び整備後の運営管理について、徳島市に委託することが平成 29 年 6 月に決定した。今後は、この整備等を円滑に推進するために、徳島市と十分に協議する必要がある。

#### 第3節 ごみ処理行政の動向

#### 1. 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号) では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「発生抑制」 (リデュース) →「再使用」 (リユース) →「再生利用」 (リサイクル) →「熱回収」→「適正処分」と定めている。

この法律に基づく循環型社会形成推進基本計画は循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもので、概ね5年度ごとに見直しを行うものとされ、平成25年5月31日に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画では、一般廃棄物に関し、リサイクルより優先順位の高い2R(リデュース・リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築を目指している。

循環型社会形成のための取組の進展度合いを計測・評価し、更なる取組を促すために 設定した取組指標を表 2-18 に示す。

表 2-18 一般廃棄物の減量化に関する取組指標

項目	概要
策定年月	・平成 25 年 5 月閣議決定 (第三次循環型社会形成推進基本計画)
基 準 年 度	・平成 12 年度
目標年度	・平成 32 年度
目 標 値	■一般廃棄物の減量化:平成 12 年度比約 25%減
	・1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量:平成 12 年度比約 25%減
	・事業系ごみ排出量:平成 12 年度比約 35%減

出典:「循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月)」(環境省)

# 2. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき平成28年1月21日に変更された廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針において設定された4つの、一般廃棄物の減量化の目標量を表2-19に示す。

表 2-19 一般廃棄物の減量化の目標量

項	目	概要		
策力	官 年 月	<ul><li>・平成13年5月(改正:平成28年1月)</li></ul>		
基準	集 年 度	<ul><li>・平成 24 年度</li></ul>		
目標	票年度	・平成 32 年度		
目 標 値		<ul> <li>・排出量 : 平成 24 年度比約 12%削減</li> <li>・再生利用率: 27%</li> <li>・最終処分量: 平成 24 年度比約 14%削減</li> <li>・平成 32 年度において 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量を 500g とする。</li> </ul>		

※「排出量」:計画収集量+直接搬入量+集団回収量

出典:「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日)」(環境省)

#### 3. 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法第 5 条の 3 の規定に基づく廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設 整備事業の計画的な実施を図るため、5 年ごとに策定されている。

平成 25 年度から 29 年度の 5 か年の廃棄物処理施設整備計画では、全体目標を生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、廃棄物等の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設等を整備し、循環型社会の形成の推進を図ることとし、表 2-20 に示す 3 つの重点目標を設定している。

表 2-20 廃棄物処理施設整備計画における重点目標

項			目	概  要
策	定	年	月	<ul><li>・平成25年5月閣議決定</li></ul>
基	準	年	度	・平成 24 年度
目	標	年	度	・平成 29 年度
目標値			値	■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率: 22%→26% ・最終処分場の残余年数: 平成 24 年度の水準(20 年分)を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値: 16%→21% ■し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽処理人口普及率: 9%→12%

出典:「廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月)」(環境省)

#### 4. 第四期徳島県廃棄物処理計画

徳島県は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、徳島県廃棄物処理計画を5年ご とに見直しており、平成28年3月に第四期徳島県廃棄物処理計画を策定した。

同計画で設定した一般廃棄物(ごみ)の減量等に関する目標を表 2-21 に示す。

表 2-21 徳島県廃棄物処理計画における一般廃棄物(ごみ)の目標値

現状	平成 32 年度目標
ごみ排出量(t/年)	基本目標: 231,000t (H25比約16%削減)
(平成 25 年度実績: 274, 147t)	先進目標: 224,000t (H25比約 20%削減)
一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	基本目標:875g(H25比約9%削減)
(平成 25 年度実績:959g)	先進目標: 850g (H25 比 約 11%削減)
一人一日当たりの生活系ごみ排出量	基本目標: 627g (H25 比 約 14%削減)
(g/人・日)	先進目標: 610g (H25 比 約 16%削減)
(平成 25 年度実績: 726g)	
リサイクル率(%)	基本目標: 28% (H25 比 約 11 ポイント増加)
(平成 25 年度実績:16.8%)	先進目標:31% (H25 比 約14 ポイント増加)
最終処分量(t/年)	基本目標: 24,400t (H25 比 約 27%削減)
(平成 25 年度実績:33,500t)	先進目標: 22,700t (H25比 約32%削減)

出典:「第四期徳島県廃棄物処理計画(平成28年3月)」(徳島県)

※ 基本目標:国の基本方針に示された目標を踏まえ設定した、本県独自の様々な減量化施策を講じ、目指すべ

き目標値

先進目標:徳島県が全国トップクラスとなることを目指してチャレンジするための目標値

# 第4節 計画策定の基本的考え方

#### 1. 計画策定の趣旨

本計画は、平成23年3月に策定した「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」から7年 が経過し、また今後のごみ処理の状況が大きく変更することから改定するものとする。

#### 2. 計画の位置づけ

#### (1)他の計画等との関係

本計画と他の計画等との関係を図 2-18 に示す。

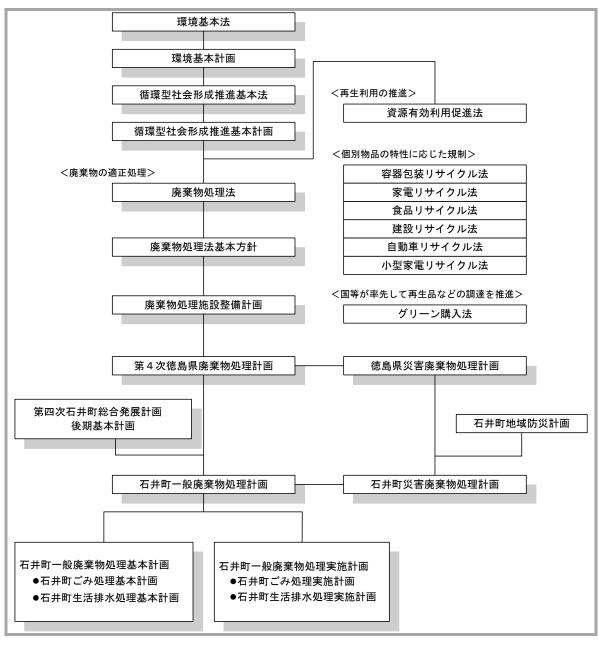


図 2-18 他の計画等との関係

#### (2) 計画対象区域

計画対象区域は石井町全域とする。

# (3)計画の範囲

本計画の対象廃棄物は、図 2-19 に示すとおり一般廃棄物の「ごみ」とする。

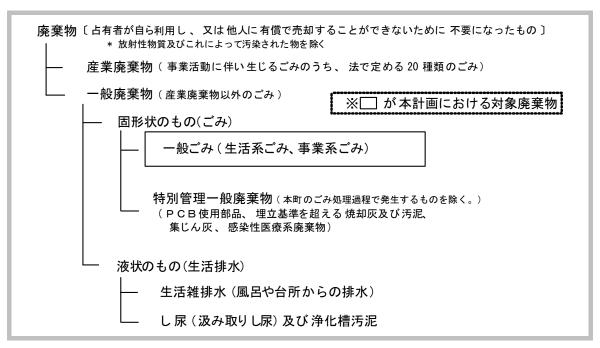


図 2-19 本計画の計画対象廃棄物

#### (4)計画目標年度

本計画は平成30年度を初年度として、平成45年度までの16年間を計画期間とする。なお、本計画は概ね5年ごとに改定を行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も改定を行うものとする。本計画の目標年度を図2-20に示す。

計画目標年度:平成45年度

計画期間 : 平成 30 年度~平成 45 年度 (16 年間)

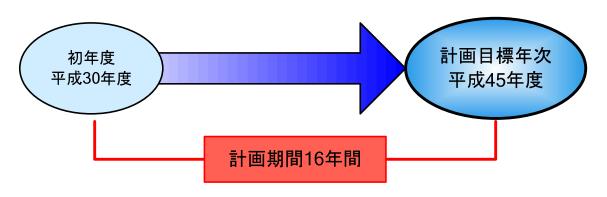


図 2-20 計画目標年度

# 第3章 ごみ処理基本計画の策定

#### 第1節 ごみ処理の基本方針

我が国では現在、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から天然資源の消費が 抑制され環境への負荷が少ない社会「循環型社会」への転換を目指している。

本町は廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、国の推進する3R運動(Reduce:リデュース(発生抑制)、Reuse:リユース(再使用)、Recycle:リサイクル(再生利用))に、「要らないものは買わない(Refuse)」を加えた4R運動を推進することで、限りある資源とエネルギーの消費の節約と循環的な利用を促進し、循環型社会の形成に寄与していくものとする。

そこで、本町では「循環型社会」を目指すために、基本方針を以下に示す。

# 基本方針1:住民・事業者・行政が連携した4R運動の推進

「発生抑制」を主体とする 4 R 運動(Refuse: リフューズ(要らないものは買わない)、Reduce: リデュース(発生抑制)、Reuse: リユース(再使用)、Recycle: リサイクル(再生利用))を、住民、事業者、行政の 3 者が連携して実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していくものとする。

#### リユース (再利用) の推進

ごみとして排出されるものの中には、まだ使用できるものも多く含まれている。このような不用になったものをごみにしないように徹底したリユース(再利用)する体制づくりを推進する必要がある。

したがって、リユースを推進するために、以下に示す取組を行うこととする。

- ○再利用できるフリーマーケットやバザーなどに出品する
- ○不用になったものについて紹介する場の設置検討
- ○イベント等でのリユース食材・食品の料理教室開催検討
- ○リユース (再利用) を推進する方針・取組の周知・啓発

#### 基本方針2:ごみの減量化及びごみ分別の徹底による資源化の促進・拡充

これまで行ってきた施策の促進及び拡充を行うことにより、一層のごみの減量化及び 資源化を図っていくものとする。

#### 生ごみ減量の推進

生ごみは生活系の燃やせるごみに占める割合が多く、生ごみの排出抑制は、燃やせるごみの減量化に効果が大きいと考えられる。また、生ごみに含まれる水分が多いと燃やせるごみの焼却効率が下がる要因となるため、生ごみの水切りの徹底を励行し、食材の買い過ぎや料理の作り過ぎ、食べ残しをできるだけ無くす取組を、生ごみの水分量が多いと思われる夏場を中心に広報誌等への掲載による啓発を継続していく。

また、本町では以前からコンポスター等の購入費を補助していたが、平成 28 年度 から石井町電気式生ごみ処理機等購入費補助金要綱に基づき、3 万円を上限に購入費 の 2 分の 1 を補助しており今後も同事業を継続していくものとする。

生ごみ減量を推進するために、以下に示す取組を行うこととする。

- ○食品の過剰な購入、食べ残しなどを減らす取組等の啓発
- ○生ごみの水切りの徹底の周知・啓発
- ○生ごみ処理機等の購入補助のさらなる周知徹底
- ○3010 運動の推進

#### 紙ごみの資源化の推進

生活系ごみにおける紙ごみのリサイクルは分別収集(紙製容器包装、新聞、雑誌、 段ボール、飲料用紙パック)で資源化を推進しているが、回収量が減少傾向である。 いまだに燃やせるごみに紙ごみが含まれていることが散見されることから紙ごみ分別 の啓発の継続や、雑紙等の分別実施についても検討していくものとする。

また、事業系ごみにおける、燃やせるごみの中の紙ごみの比率が高いものと考えられるため、これら紙ごみの再資源化を推進することにより、事業系ごみの減量効果が期待できるものと考えられる。

したがって、紙ごみに係る資源化を推進するために、以下に示す取組を行うことと する。

- ○集団回収・拠点回収の紹介
- ○紙ごみ分別の啓発の強化
- ○雑紙等の分別実施の検討
- ○事業者に対する紙ごみ再生利用の啓発

#### 基本方針3:適正処理の実施

現在稼動している施設においては、排出されたごみを適正に処理していくとともに、 地域住民に不安を与えないように安全な運転管理を行っていくものとする。

#### 第2節 ごみの発生量及び処理量の見込み

#### 1. 人口及び事業活動等の将来予測

人口及びごみ排出量の将来推計は、図 3-1 に示す方法で算出した。

人口及びごみ量の将来の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている 記述をもとに、原則として人口及びごみ量は過去 10 年間(平成 19 年度~平成 28 年 度)の実績値を基本として推計を行った。また、目標値を定めるものについては、その 目標値を予測値として見込んだ。

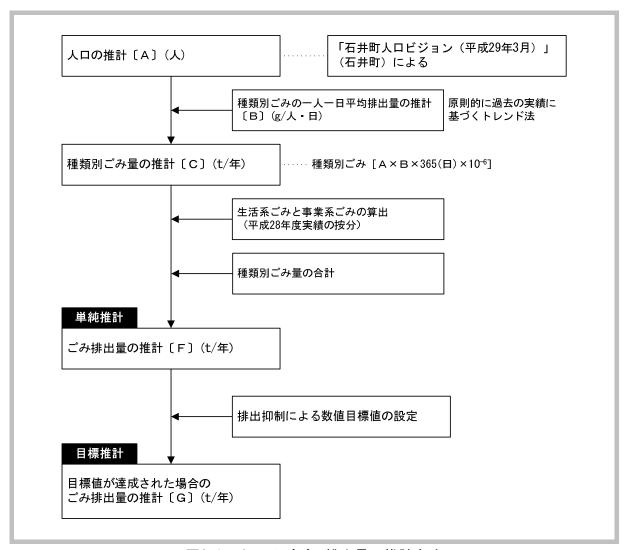


図3-1 人口及びごみ排出量の推計方法

## 2. ごみ発生量の将来推計

# (1) ごみ排出量の見込み(単純推計)

単純推計でのごみ排出量は、表 3-1 及び図 3-2 に示すとおりである。

平成 45 年度におけるごみ排出量は約 8,000t と予測され、見込み値も年々減少している。

表 3-1 本町におけるごみ排出量の見込み(単純推計)

		<b>₩</b> /±	実績	予	測(単純推計)	
		単位	H28	H34	H40	H45
行政	区域内人口	(人)	26, 253	24, 501	23, 760	23, 285
	燃やせるごみ	(t/年)	4, 168	4, 068	3, 990	3, 925
	(収集)	(g/人・日)	435. 0	454. 9	460.1	461.8
	燃やせるごみ	(t/年)	1	1	1	1
	(直接搬入)	(g/人・日)	0. 1	0. 1	0.1	0. 1
生	燃やせないごみ	(t/年)	466	426	402	388
活	(収集)	(g/人・日)	48. 6	47. 6	46. 4	45. 7
系	資源ごみ	(t/年)	1, 115	1, 097	1, 061	1, 038
713	(収集)	(g/人・日)	116. 4	122. 7	122. 3	122. 1
L	粗大ごみ	(t/ <b>年</b> )	706	475	491	497
107	(直接搬入)	(g/人・日)	73. 7	53. 1	56.6	58. 5
	有害ごみ	(t/年)	6	8	8	8
	(収集)	(g/人・日)	0. 6	0. 9	0. 9	0. 9
	計	(t/年)	6, 462	6, 075	5, 953	5, 857
		(g/人・日)	674. 4	679. 3	686.4	689. 1
	燃やせるごみ	(t/年)	1, 822	1, 822	1, 822	1, 822
	(収集)	(t/日)	5. 0	5. 0	5. 0	5. 0
	燃やせるごみ	(t/年)	227	226	223	221
事	(直接搬入)	(t/日)	0. 6	0. 6	0.6	0. 6
業	燃やせないごみ	(t/年)	60	55	52	50
系	(収集)	(t/日)	0. 2	0. 2	0.1	0. 1
12	燃やせないごみ	(t/年)	12	11	10	10
<i>a</i>	(直接搬入)	(t/日)	0. 0	0. 0	0.0	0. 0
'	粗大ごみ	(t/年)	111	75	77	78
	(直接搬入)	(t/日)	0. 3	0. 2	0. 2	0. 2
	計	(t/年)	2, 232	2, 189	2, 184	2, 181
		(t/日)	6. 1	6.0	6.0	6. 0
集団	回収	(t/年)	0	0	0	0
L	(g/人·		0.0	0.0	0.0	0.0
		(t/年)	8, 694	8, 264	8, 137	8, 038
1		(g/人・日)	907. 3	924. 1	938. 3	945. 8
<u></u>	[対H28総排出原単位比] (%)		100%	102%	103%	104%
	リサイクル量 (t/年)		1, 839	1, 595	1, 561	1, 537
_	リサイクル率 (%)		21. 2%	19. 3%	19. 2%	19.1%
最終	最終処分量 (t/年)		1, 120	1, 082	1, 066	1, 054
	[対総排出量]	(%)	12.9%	13. 1%	13. 1%	13. 1%

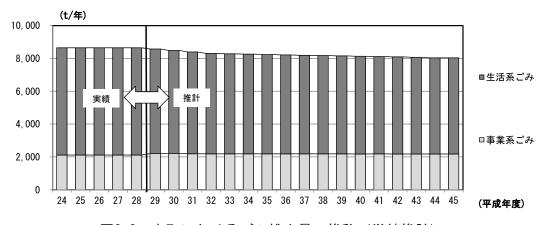


図3-2 本町におけるごみ排出量の推移(単純推計)

#### (2)目標値の設定

本町の目標値は、国及び徳島県の基本目標等を踏まえた上で設定する必要がある。 国や徳島県の目標値は、表 3-2 に示すとおりである。

表 3-2 国及び徳島県の目標値

		国	徳島県		
	目標年度	目標値	目標年度	目標値(基本目標)	
ごみ排出量	H32	H24比約12%削減	H32	H25比約16%削減 875g/人·日 (H25比約 9%削減)	
再生利用率	Н32	27%(H24比約6ポイント 増加)	H32	28%(H25比約11ポイント 増加)	
最終処分量	Н32	H24比約14%削減	H32	H25比約27%削減	
生活系ごみ 排出量	H32	500g/人・日	H32	627g/人・日 (H25比約14%削減)	

国 : 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的 かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (平成28年1月)

徳島県: 第四期徳島県廃棄物処理計画(平成28年3月)

本町においては、国や徳島県の基本目標等を踏まえて、減量化や資源化の目標値を 設定することが望ましい。

しかしながら、本町においては、これまで様々な施策を実施しており、また、徳島 県平均より一人一日平均排出量が少なく、資源化率が高いため、更なる減量及び資源 化にも限界があると考えられる。

以上から、本町の目標値は、上記を踏まえて、表 3-3 のとおり設定する。

表 3-3 本町の目標値

	目標年度	目標値		
ごみ排出量	H45	H28比約13%削減 891g/人・日(H28比約2%削減)		
再生利用率	H45	21%(H28比同等)		
最終処分量	H45	982t/年(H28比約13%削減)		
生活系ごみ排出量	H45	642g/人・日(H28比約5%削減)		

#### (3) ごみ排出量の見込み(目標推計)

目標値を達成した場合のごみ排出量の見込みは、表 3-4 及び図 3-3 に示すとおりである。

平成 45 年度におけるごみ排出量目標値は約 7,600t となり、平成 28 年度実績と比較して約 1,000t 減少することとなる。

表 3-4 本町におけるごみ排出量の見込み(目標推計)

		単位	実績	実績 予測(目標推計)			
		平 世 一	H28	H34	H40	H45	
行政	区域内人口	(人)	26, 253	24, 501	23, 760	23, 285	
	燃やせるごみ	(t/年)	4, 168	3, 924	3, 683	3, 525	
	(収集)	(g/人・日)	435. 0	438. 8	424. 7	414.8	
	燃やせるごみ	(t/年)	1	1	1	1	
	(直接搬入)	(g/人・日)	0. 1	0. 1	0. 1	0. 1	
生	燃やせないごみ	(t/年)	466	426	402	388	
活	(収集)	(g/人・日)	48. 6	47. 6	46.4	45. 7	
系	資源ごみ	(t/年)	1, 115	1, 097	1, 061	1, 038	
ボご	(収集)	(g/人・日)	116. 4	122. 7	122. 3	122. 1	
<i>a</i>	粗大ごみ	(t/年)	706	475	491	497	
"	(直接搬入)	(g/人・日)	73. 7	53. 1	56.6	58. 5	
	有害ごみ	(t/年)	6	8	8	8	
	(収集)	(g/人・日)	0. 6	0. 9	0. 9	0. 9	
	計	(t/年)	6, 462	5, 931	5, 646	5, 457	
		(g/人・日)	674. 4	663. 2	651.0	642. 1	
	燃やせるごみ	(t/年)	1, 822	1, 804	1, 786	1, 771	
	(収集)	(t/日)	5. 0	4. 9	4. 9	4. 9	
	燃やせるごみ	(t/年)	227	220	210	204	
事	(直接搬入)	(t/日)	0. 6	0. 6	0.6	0.6	
業	燃やせないごみ	(t/年)	60	55	52	50	
系	(収集)	(t/日)	0. 2	0. 2	0.1	0.1	
ľ	燃やせないごみ	(t/年)	12	11	10	10	
み	(直接搬入)	(t/日)	0.0	0.0	0.0	0.0	
'	粗大ごみ	(t/年)	111	75	77	78	
	(直接搬入)	(t/日)	0.3	0. 2	0. 2	0. 2	
	計	(t/年)	2, 232	2, 165	2, 135	2, 113	
<u></u>		(t/日)	6. 1	5. 9	5.8	5.8	
集団	回収	(t/年) (g/人・日)	0	0	0	0	
W 14			0.0	0.0	0.0	0.0	
総羽	<b>計</b> 出重	(t/年) (g/人・日)	8, 694	8, 096	7, 781	7, 570	
	10/		907. 3	905. 3	897. 2	890. 7	
11.0			100%	100%	99%	98%	
	リサイクル量 (t/年)		1, 839	1, 633	1, 591	1, 563	
<u>リサイクル率 (%)</u>			21. 2%	20. 2%	20. 4% 1. 012	20. 7% 982	
取於	<b>多见分量</b>	(t/年)	1, 120	1, 056	······		
	[対総排出量]	(%)	12. 9%	13.0%	13. 0%	13.0%	

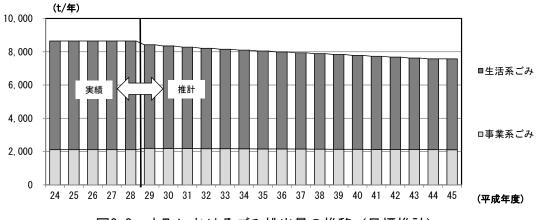


図3-3 本町におけるごみ排出量の推移(目標推計)

#### 第3節 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

#### 1. 本町の役割

#### (1) ごみ処理有料化の実施

現在、生活系ごみは、町の指定袋を購入・利用してもらうことで有料化を実施している。なお、事業系ごみは清掃センターに搬入する場合、搬入車両の最大積載量に応じて処理手数料の徴収を行っている。

本町では、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、ごみ処理の広域化に向けた周辺自治体の状況に合わせて、ごみ処理有料化について検討していくものとする。

#### (2)環境教育・普及啓発の充実

環境教育の一環として、小学4年生を対象とした施設見学を毎年実施しており、また要請に応じて学校や地域社会の場において出前授業等の実施を検討していく。

広報いしいやホームページ、いしいアプリ、CATVなど各種媒体を通じて、各種リサイクル法や「4R」の趣旨、ごみの発生量と処理コスト、ごみ排出マナーなどについて、積極的に広報し、周知を図るものとする。

特にCATVで啓発番組を放映することにより普及啓発の充実を図っていく。

#### (3) 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

本町では、事業系ごみは、ほとんどが燃やせるごみで構成されている。また事業系ごみにおける、燃やせるごみの中の紙ごみの比率が高いものと考えられるため、これら紙ごみの再資源化を推進することにより、事業系ごみの減量効果が期待できるものと考えられる。今後、事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、事業所における事業系ごみの減量化、資源化を図っていくように啓発するとともに、多量排出事業者にはごみの減量や処理に対する計画を提出するような体制の構築を検討していくものとする。

#### (4)容器包装廃棄物の排出抑制

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、ノーレジ袋・マイバッグ持参及びリユースびんの利用を促進し、使い捨て製品の使用を抑制し、詰替製品の利用促進に向けた取組を啓発する。また、スーパーなどの小売店の自主回収などを積極的に支援するように検討していくものとする。

#### (5) リユースびん等のリユース容器の利用促進

リユースびん等の使用済み製品を再使用するため、資源やエネルギーの使用が最小限に抑えられるリターナブルビン等の積極的な利用と販売元への返却を呼びかけ、また、イベント等で繰り返し使えるリユース容器等の使用を推進するなど、事業者や住民に対し、その普及促進を図るものとする。

# (6) 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

食品廃棄物の排出抑制については、とりわけ本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、本町において排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施を検討するとともに、食品ロス削減のため事業者や住民への啓発を図るものとする。

#### (7)環境物品等の使用促進

本町で使用する製品等について、率先して環境負荷の低減に資する循環型社会の形成に向け、グリーン購入・契約などを取り入れるとともに、事業者や住民に環境物品等の使用について促進を図るものとする。

#### 2. 住民の役割

#### (1) 住民団体等を通じた集団回収の促進等

小学校 PTA 等、住民団体による空き缶、古新聞、段ボール等の集団回収は、ごみの減量化の観点から有効であるばかりでなく、地域コミュニティの育成にも役立つものであることから積極的に活用する。

新聞、雑誌、空き缶、空きびん、ペットボトル等の資源ごみについては、店頭回収店舗へ出したり、本町へ資源ごみとして出すように努めるほか、リユースびんについては、販売店に戻す等により、資源としての再使用に努める。

さらに、フリーマーケットやバザーなどの場を活用して、家庭の不用品を売却したり、交換することでごみ減量化に努める。

#### (2) 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入にあたっては、ノーレジ袋、マイバッグ等を持参し、また、できるだけ 簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器(リ ユース容器)を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃 棄物の排出の抑制に努める。

# (3) リユースびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

リユースびん等のリユース容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い 捨て製品の使用を抑制し、詰め替え製品等の利用にも努める。

また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がける。

#### 3. 事業者の役割

#### (1)発生源における排出抑制

事業者は原材料の選択や製造工程を工夫する、輸送工程を工夫する、不要となった 物品を有価物として他者に譲渡して有効利用する等により、製造から流通、販売まで、 全体において排出されるごみの排出抑制に努める。

また、外食産業においては 3010 運動等、食べ残しの削減ができるよう消費者の理解の促進に努める。

#### (2)過剰包装の抑制

事業者は、消費実態に合わせた容器包装の簡易化、容器包装の減量・簡素化した商品等の製造又は販売に努める。

# (3) 流通容器包装廃棄物の排出抑制、リュース容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制

事業者は、容器包装の製造等に当たっては、容器包装廃棄物の発生の抑制に努める とともに、リユース容器を用いること、リユースびんの採用と回収の確保、内容物の 詰め替え方式を採用すること等により容器包装の減量に積極的に努める。

#### (4)環境物品等の使用促進

事業者は、コピー用紙等に再生品を使用するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制し、詰替え製品等の利用促進にも努める。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない事業スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する。

#### (5)食品廃棄物の排出抑制

食品廃棄物を排出する事業者は、売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近づいている商品の値引き販売等、食品が廃棄物とならない販売に努める。

# 第4節 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

本町のごみの分別区分を表 3-5 に示す。なお、平成 30 年 4 月から、「小型家電」の 分別区分を追加し、19 種類の分別を実施する。なお、今後、徳島市に委託する新施設整 備の進捗に応じて、随時見直しを検討するものとする。

表 3-5 本町の分別区分

		ごみの種類		分別の区分
生活系	1	燃やせるごみ	1	燃やせるごみ
			2	使用済み食用油
	2	燃やせないごみ	3	燃やせないごみ
			4	ワレモノ・陶磁器類
			<b>⑤</b>	金属類
			6	小型家電
	3	資源ごみ	7	空き缶
			8	空きビン
			9	ペットボトル
			10	プラスチック製容器包装
			11)	新聞
			12	雑誌
				段ボール
			14)	飲料用紙パック
			<b>15</b> )	紙製容器包装
			16	古着・布類
	4	粗大ごみ	17)	粗大ごみ
	5	有害ごみ	18	廃蛍光管
			19	使用済み乾電池
事業系	1	燃やせるごみ	1	燃やせるごみ
	2	燃やせないごみ	2	燃やせないごみ
	4	粗大ごみ	17)	粗大ごみ

#### 第5節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

#### 1. 収集運搬計画

#### (1) 収集形態

収集方式が戸別・ステーション方式による生活系ごみの収集運搬は委託にて実施し、 収集方式が拠点回収方式による生活系ごみの収集運搬は直営にて実施する。

事業系ごみの収集運搬は許可業者による収集運搬又は排出事業者による直接搬入とする。

#### (2) 収集回数

生活系ごみの収集回数は、P. 18 表 2-10 のとおり現状方式を基本とする。追加する 分別区分「小型家電」に係る収集回数及び排出方法については、「粗大ごみ」と同様 とする。

事業系ごみの収集回数は、随時とする。

# (3) 収集体制及びごみ収集量

本町の収集体制は表 3-6 に、ごみの収集量の見込み(目標推計)は表 3-7 に示す。

分別の区分 収集体制 生活系 燃やせるごみ 委託業者 使用済み食用油 直接搬入 ※拠点施設からは直営 (軽ダンプ1台) ③ 燃やせないごみ ④ ワレモノ・陶磁器類 委託業者 金属類 直接搬入 **6**) 小型家電 7 空き缶 8 空きビン ペットボトル 10 プラスチック製容器包装 (11) 新聞 委託業者 (12) 雑誌 13 段ボール (14) 飲料用紙パック 紙製容器包装 15) (16) 古着·布類 粗大ごみ 17) 直接搬入 18) 廃蛍光管 委託業者 (19) 使用済み乾電池 事業系 1 燃やせるごみ 許可業者 ② 燃やせないごみ 又は  $(\overline{17})$ 粗大ごみ 直接搬入

表3-6 本町の収集体制

表3-7 ごみ収集量の見込み(目標推計)

(単位: t/年)

				•	
		実績 <sup>-</sup>		予測(目標)	
		H28	H34	H40	H45
収集運搬量(生活系収集ごみ)		5, 755	5, 455	5, 154	4, 959
	燃やせるごみ	4, 168	3, 924	3, 683	3, 525
	燃やせないごみ	466	426	402	388
	資源ごみ	1, 115	1, 097	1, 061	1, 038
	有害ごみ	6	8	8	8
収集運搬量(事業系収集ごみ)		1, 882	1, 859	1, 838	1, 821
	燃やせるごみ	1, 822	1, 804	1, 786	1, 771
	燃やせないごみ	60	55	52	50

# (4) その他

ごみ出しが困難な高齢者や障がい者等を対象とした戸別収集などの実施を含めて検 討していくものとする。

#### 2. 中間処理計画

#### (1)中間処理に関する目標

中間処理については、本町は、徳島市ほか周辺市町(小松島市、勝浦町、松茂町、北島町)とともに広域処理に向けて検討している。将来的には徳島市に処理委託を行うこととなるが、本町の燃やせるごみの処理を行う石井町清掃センターは供用開始から 39 年、資源ごみの選別・梱包処理を行う石井町リサイクルセンターは供用開始から 19 年が経過しており、老朽化が著しいが、当面は現行どおりの体制を維持する。

#### (2) 中間処理の方法及び量

本町の中間処理体制は表 3-8 に、中間処理量の見込みは表 3-9 に示すとおりである。

処理主体 ごみ種類 処理方法 将来 当面 徳島市一般廃棄物中間処理施設 燃やせるごみ 焼却処理 石井町清掃センター (委託処理) 徳島市一般廃棄物中間処理施設 民間業者 (委託処理) 燃やせないごみ 選別・破砕・リサイクル (委託処理) 徳島市一般廃棄物中間処理施設 本町 (直営) 資源ごみ 選別・圧縮梱包・リサイクル (選別・圧縮梱包) (委託処理) 徳島市一般廃棄物中間処理施設 粗大ごみ 選別・破砕・リサイクル 民間業者 (委託処理) (委託処理) 徳島市一般廃棄物中間処理施設 民間業者 (委託処理) 有害ごみ 選別・リサイクル (委託処理)

表3-8 中間処理体制(当面と将来)

表 3-9 中間処理量の見込み (目標推計)

(単位:t/年)

				,	<del></del>
		実績		予測(目標)	
		H28	H34	H40	H45
焼去	]処理量	6, 425	6, 128	5, 855	5, 674
	直接焼却量	6, 218	5, 948	5, 679	5, 500
	可燃残渣	207	180	176	174
破砕・選別処理量※		2, 476	2, 147	2, 101	2, 069

<sup>※1</sup> 石井町リサイクルセンターから排出される可燃残渣

<sup>※2</sup> 石井町リサイクルセンター及びリサイクル業者で処理する量

#### 3. 最終処分計画

#### (1) 最終処分に関する目標

本町の中間処理施設から発生した焼却残渣や不燃残渣は、本町の最終処分場にて処分しており、今後も継続していくものとする。

#### (2) 最終処分の方法及び量

本町の中間処理施設からの焼却残渣や不燃・粗大ごみ処理に伴う不燃残渣は、今後とも本町の最終処分場にて埋立処分とする。それらの量の見込みは、表 3-10 に示すとおりである。

表 3-10 最終処分量の見込み (目標推計)

(単位: t/年)

		実績	予測 (目標)		
		H28	H34	H40	H45
最終	<b>咚処分量</b>	1, 120	1, 056	1, 012	982
	焼却残渣	976	931	890	862
	処理後の不燃物※	144	125	122	120

<sup>※</sup>石井町リサイクルセンター及びリサイクル業者の処理後の不燃残渣である。

#### 第6節 ごみの処理施設の整備に関する事項

本町は徳島市ほか 4 市町(小松島市、勝浦町、松茂町及び北島町)と中間処理施設について広域処理による新たな施設整備を進めている。施設の整備については、建設候補地の地権者や周辺住民等の合意を得た後に建設に向けての計画策定や環境影響評価、施設の設計、施工を進め、9 年後の完成を目指している。新施設の供用開始後は徳島市に中間処理を委託する予定である。

<sup>※</sup>石井町最終処分場の埋立終了は平成44年度である。

#### 第7節 その他ごみの処理に関し必要な事項

#### 1. 施策推進のための体制づくり

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量対策を実効あるものとするため、 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度が設けられており、これらの制 度の積極的活用を検討する。

#### 2. 災害時の廃棄物処理

将来、本町が大規模な災害に直面した場合に発生した廃棄物の処理を迅速かつ円滑に 実施し、速やかな復旧・復興を進めるため、平成 28 年度に石井町災害廃棄物処理計画 を策定した。今後は、その計画に基づき円滑に処理が行えるように推進していくものと する。

# 3. 不法投棄・不適正処理対策

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念される。

そのため、本町における不法投棄防止対策は、不法投棄が常態化しているところには 防止看板を無料提供し、町民、事業者、行政が連携して清掃活動や監視、啓発活動を実 施するなど、ごみを捨てにくい環境づくりを行うものとする。特に不法投棄が発生、あ るいは発生が予測される箇所に監視カメラを設置するなど、不法投棄の未然防止を図る ことを検討する。また、地元住民や警察等関係機関と連携したパトロールの実施を検討 する。

また、違法な処理業者等に対し、県・警察関係と連携しながら適切な対応を行う。